

# 筑紫野太宰府消防組合火災予防条例を一部改正しました

平成25年8月の京都府福知山市花火大会での火災を受けて  
 不特定多数の方が集まる、祭りや催しに出店する露店等で、火気器具を使用する際は  
**1 「消火器の準備」** **2 「消防署への届出」** **が義務となりました！**

「露店等の開設届出」が必要な祭りや催しは、一時的に多数の人が集まる祭りや催しで、対象火気器具を使用する露店などが開設される、次の祭りや催しが対象となります。

祭礼・縁日・展示会・花火大会など	○	コンサート	○
海・山・公園・道路等での祭りや催し	○	学園祭・文化祭・学校等でのバザー	○
フリーマーケット	○	その他不特定の者が集合する祭り催し	○
校区が主催する祭りや催し	○	近親者のみのバーベキューなど	×
商店街や商工会等が主催する祭りや催し	○	行政区が主催する祭りや催し	×
施設等の祭りや催しで、関係者以外が誰でも自由に入出入りすることができるもの	○	保育園・幼稚園等で限定された人のみが参加する餅つき大会など	×

「対象火気器具」とは、液体燃料、固体燃料、気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具、火災発生のおそれのある器具のことで対象となる器具は次のようなものです。  
**※届出の義務が無くても、対象火気器具を使用する時は、安全のために「消火器」を準備して頂きますようお願いいたします。**



## 「消火器の準備」について

原則として、対象火気器具を使用する者が、開設する露店ごとに、消防検定協会のマークが付いた「業務用10型消火器」を準備しなければなりません。

(住宅用消火器やエアゾール式消火器具は認められません。)



お問合せ先：筑紫野消防署 ☎092-924-5035 太宰府消防署 ☎092-924-4119  
 警備第2係 警備第2係

**※ 届出様式はホームページの「試験・届出・講習会」からダウンロード可能です**